

一般財団法人教員養成評価機構の認証評価手数料に関する規程

平成21年10月20日理事会決定

平成22年5月27日改正

平成24年5月24日改正

第1条 この規程は、教職大学院等の認証評価に関する規程（平成21年10月20日理事会決定）第29条の規定に基づき、一般財団法人教員養成評価機構（以下「機構」という。）が実施する認証評価の評価手数料に関し、必要な事項について定めるものとする。

第2条 機構が徴収する評価手数料の額は、1の教職大学院等につき、300万円とする。ただし、教職大学院等の認証評価に関する規程第20条に規定する追評価の評価手数料の額は、1の教職大学院等につき、50万円とする。

第3条 認証評価を受ける大学は、評価手数料の額に消費税分を上乗せした額を、所定の期日までに機構に納入しなければならない。

第4条 納入された認証評価手数料は、特段の事由のない限りこれを返還しない。

第5条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、平成21年10月20日から施行する。

附 則（平成22年5月27日改正）

この規程は、平成22年5月27日から施行する。

附 則（平成24年5月24日改正）

この規程は、平成24年5月24日から施行し、平成24年4月2日から適用する。

令和2年度認証評価より適用の改正規程（令和元年5月20日理事会承認）
省略
第2条 機構が徴収する評価手数料の額は、1の教職大学院等につき、 <u>350万円とする。ただし、教職大学院等の認証評価に関する規程第20条に規定する追評価の評価手数料の額は、1の教職大学院等につき、50万円とする。</u>
省略
<u>附 則（令和元年5月20日改正）</u> <u>この規程は、令和2年4月1日から施行する。</u>